

5. 社会教育委員の役割

社会教育委員は、社会教育への理解を深め、地域の課題や住民のニーズを把握し、それを社会教育事業に反映させる役割を担っています。

社会教育委員は、社会教育委員の会議として意見を述べる（合議制）だけでなく、個々の委員として意見を述べたり、活動したりすることができます（独任制）。

【具体的な役割】（社会教育法第17条）

- 社会教育に関する諸計画を立案する。
- 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。
- 上記の職務を行うために必要な研究調査を行う。
- 教育委員の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる。など

※諮問とは、教育委員会が社会教育委員（会議）に対し、「〇〇〇について、どのように考えるか」等、意見を求めることがあります。

※諮問に対して意見を述べることを「答申」といいます。

※教育委員会から諮問を受けてはいないが、意見を述べることを「建議」といいます。

社会教育委員は、県や市町村の教育委員会が委嘱するものです。地域での活動が認められ委嘱された委員もいますし、社会教育関係団体等の役職についたことにより委嘱された委員もいます。

その委嘱の基準については、社会教育法で規定されていましたが、平成25年の改正により、文部科学省の省令を参照したうえで、県や市町村の条例で定めこととなりました。

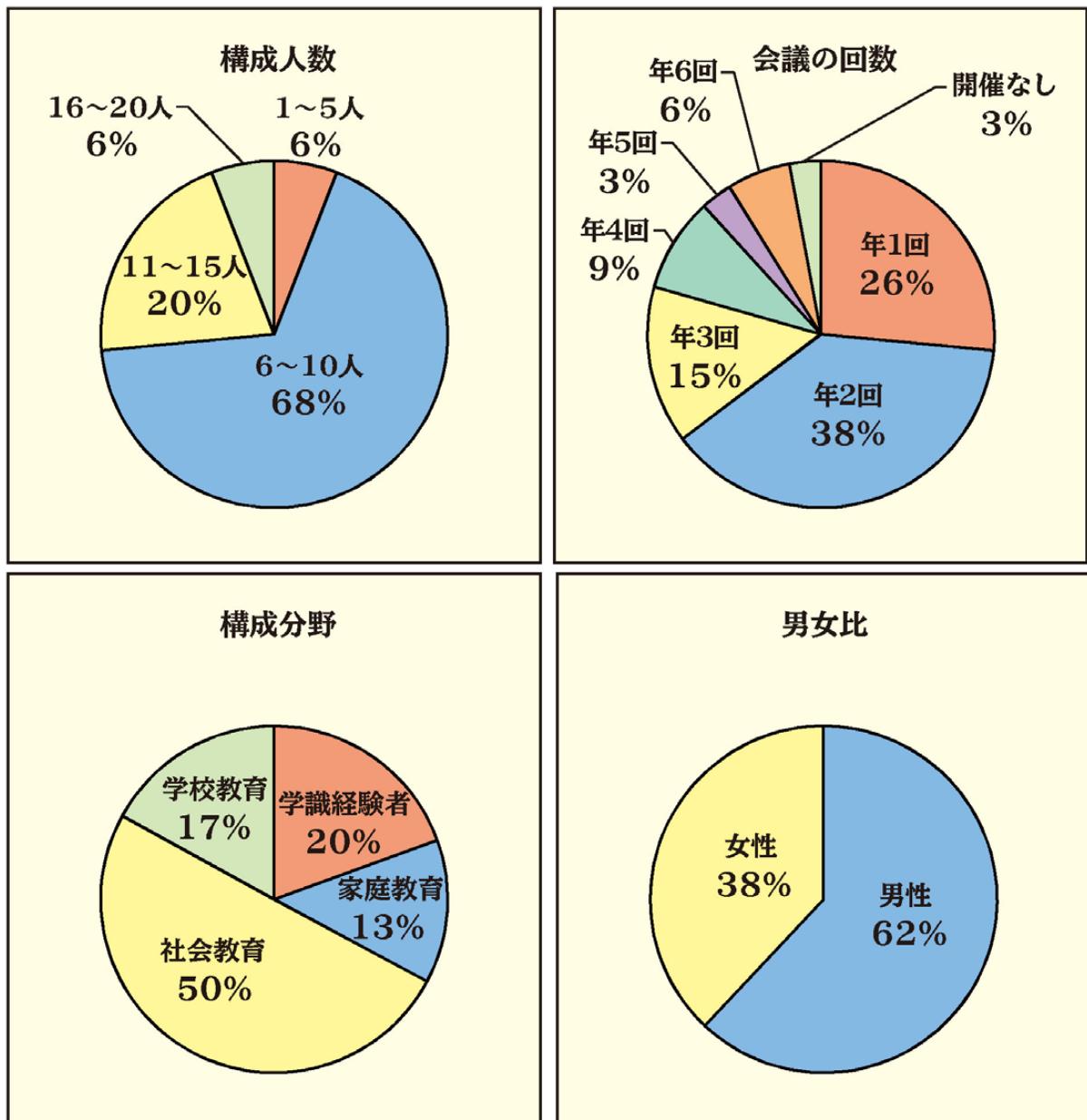
【委嘱の参照基準】

- 学校教育及び社会教育の関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 学識経験のある者

※社会教育委員は、非常勤の特別職の地方公務員であり、その定数、任期等は地域の実情に応じて条例で定めることとされています（社会教育法第十八条）。



高知県の市町村社会教育委員の現状



令和4年度高知県社会教育関係調査

社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることできる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。